

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	本庁舎低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬及び処分委託業務委託
担当部・課名	総務部 総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	オオノ開発株式会社 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
契約金額（税込）	1,540,000円
契約締結日	令和5年10月17日
契約期間	契約締結の日から令和6年3月29日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は本庁舎地下機械室内にある低濃度 PCB 廃棄物を収集・運搬及び処分を行う業務である。</p> <p>低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬及び処分にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>オオノ開発株式会社は阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者のうち、低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬及びに係る環境大臣の認定を受けた本業務を請け負うことができる唯一の事業者である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのはオオノ開発株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	庁内ネットワーク再構築追加事業	
担当部・課名	総務部行財政構造改革推進室	
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22	
契約金額(税込)	機器賃貸借：1,273,800円 運用保守：561,000円	
契約締結日	令和5年10月20日	
契約期間	機器賃貸借：令和6年4月1日～令和11年3月31日 運用保守：令和6年4月1日～令和11年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき 又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	標記業務は、阪南市が令和5年6月に株式会社南大阪電子計算センターと契約した庁内ネットワーク再構築事業(以下「元事業」という。)について、非常時のことを考慮し、無線LAN環境の構築に関する適用範囲を阪南まもる館を含めた形で拡張するものである。そのためには、元事業の管理サーバ等を使用し、一括にネットワーク機器を管理する必要があることから、構築業務について、元事業を導入・構築した株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。また、運用保守として、機器のみの保守に止まらず、同システムに用いられるソフトウェア及びハードウェアを含めたシステム全体の保守を対象としており、障害発生時の障害箇所の特定及び復旧に当たってはシステム調整を要するため、障害発生時における復旧に向けた迅速な対応を行うためには、物品の調達及び保守について、元事業を導入・構築した事業者以外では不可能である。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	インバウンド向け観光コンテンツ造成支援業務委託	
担当部・課名	未来創生部まちの活力創造課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社JTB 大阪第二事業部 大阪府中央区久太郎町2-1-25 JTBビル12階	
契約金額(税込)	16,873,450円	
契約締結日	令和5年10月5日	
契約期間	契約締結日～令和6年3月29日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費拡大の促進を目的とし、インバウンド向けに観光コンテンツの造成等を実施する。 当該業務については、価格だけでなく、各事業者からの提案における優位性を踏まえ総合的に判断する必要があるため、「インバウンド向け観光コンテンツ造成支援業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱」を制定し、この要綱に基づき「インバウンド向け観光コンテンツ造成支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という)」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 選定委員会で審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務委託	
担当部・課名	未来創生部まちの活力創造課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社日本国際放送 東京都渋谷区東1-2-20 渋谷ファーストタワー8階	
契約金額（税込）	2,475,000円	
契約締結日	令和5年10月16日	
契約期間	契約締結日～令和6年3月29日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費拡大の促進を目的とし、インバウンド向けに対し地域に根差した観光資源の映像コンテンツの制作・配信を実施し、訪日外国人の誘客を図る。 当該業務については、価格だけでなく、各事業者からの提案における優位性を踏まえ総合的に判断する必要があるため、「インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱」を制定し、この要綱に基づき「インバウンド向け観光コンテンツプロモーション業務委託に係るプロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という)」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 選定委員会で審査及び評価を行った結果、履行に最も適した候補者として選定した上記契約相手方と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	SDGsまちづくり推進業務委託	
担当部・課名	未来創生部 シティプロモーション推進課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	関西テレビ放送株式会社 大阪市北区扇町2-1-7	
契約金額(税込)	995,500円	
契約締結日	令和5年10月31日	
契約期間	契約締結の日～令和6年3月31日	
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、価格だけでなく、阪南市民を中心にSDGsを普及啓発するにあたり、適切かつ効果的な実施手法を提案し、実施することができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「SDGsまちづくり推進業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること、広く普及啓発が期待できる優れた提案であることなどが高く評価できるため、本業務の受託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	中国残留邦人等支援給付システム改修業務委託(令和5年度基準額等の見直しに伴う対応)
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約金額(税込)	1,496,000円
契約締結日	令和5年10月10日
契約期間	契約締結日 ~ 令和5年10月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本件は、中国残留邦人の支援給付費の見直しに対応するため、既存の中国残留邦人等支援給付システムの一部改修を行うものである。</p> <p>現在運用している中国残留邦人等支援給付システムは、北日本コンピューターサービス株式会社が開発したソフトウェアである。今般のシステム改修は、支援給付費の見直しに対応したプログラム改修等を行うものであり、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確となり、著しく支障をきたすため、他者に改修業務を委託することができない。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのは北日本コンピューターサービス株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	医療扶助オンライン資格確認に伴う生活保護等版レセプト管理システム改修業務委託
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	富士通Japan株式会社関西公共第二ビジネス部 大阪府大阪市中央区城見2-2-6
契約金額(税込)	704,000円
契約締結日	令和5年10月10日
契約期間	契約締結日～令和5年10月31日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本件は、令和5年度末に導入される医療扶助オンライン資格確認に対応するため、既存の生活保護等版レセプト管理システムの一部改修を行うものである。</p> <p>現在運用している生活保護等版レセプト管理システムは、富士通Japan株式会社が開発したシステムである。今般のシステム改修は、医療扶助オンライン資格確認に対応した機能追加等を行うものであり、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確となり、著しく支障をきたすため、他者に改修業務を委託することができない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士通Japan株式会社関西公共第二ビジネス部において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	生活保護等版レセプト管理クラウドサービス利用（医療扶助オンライン資格確認）
担当部・課名	健康福祉部 生活支援課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	富士通 J a p a n 株式会社関西公共第二ビジネス部 大阪府大阪府中央区城見2-2-6
契約金額（税込）	660,000円
契約締結日	令和5年10月10日
契約期間	契約締結日 ～ 令和6年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本件は、令和5年度末に導入される医療扶助オンライン資格確認に対応したレセプト管理クラウドサービスの提供を受けるものである。</p> <p>上記クラウドサービスの提供は、開発元である富士通 J a p a n 株式会社しか提供できない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは富士通 J a p a n 株式会社関西公共第二ビジネス部において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	個別予防接種事業業務委託（高齢者インフルエンザ予防接種）
担当部・課名	健康福祉部健康増進課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 泉佐野市湊1丁目1番30号 医療法人 なぎさ会 阪南市箱の浦452番地の3 社会福祉法人 ほたる 阪南市箱の浦452番地の3 野村内科 阪南市下出40-11
契約金額（税込）	33,411,000円
契約締結日	令和5年10月1日
契約期間	令和5年10月15日～令和5年12月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>一般社団法人泉佐野泉南医師会と医療法人なぎさ会、社会福祉法人ほたる、野村内科との契約は、地元に着しており、市民にとっては地元の医療機関であれば、移動の負担も軽減され、都合の良い時間に受診できる利点がある。また、接種者の体調を熟知しているかかりつけ医で接種することで副反応や重篤な健康被害の発生するリスクを抑えることができる。</p> <p>このように、より高い安全性・市民の利便性が必要であることから、事業遂行のためには、一般社団法人泉佐野泉南医師会と医療法人なぎさ会と契約する他なく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度国民健康保険システム制度改正対応業務委託
担当部・課名	健康福祉部 保険年金課
契約相手方の名称 (商号) 及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 貝塚市協浜4丁目2番22号
契約金額 (税込)	¥1,100,000
契約締結日	令和5年10月26日
契約期間	令和5年10月26日 ~ 令和5年12月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本市の国民健康保険業務に係る資格管理等のシステムは、(株)南大阪電子計算センターが業務委託先として運用している。よって同一履行者以外の者に履行させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約をする。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度阪南市道路台帳及び道路閲覧システム更新業務委託	
担当部・課名	都市整備部 道路公園課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社パスコ大阪第一支店 大阪市浪速区湊町1丁目2番3号	
契約金額(税込)	¥1,657,700.-	
契約締結日	令和5年10月2日	
契約期間	令和5年10月2日～令和6年3月29日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 ■契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本システムについては、平成20年度に道路台帳管理システムを、平成22年度に道路閲覧システムをそれぞれ導入しています。 今回、道路台帳の更新及び道路閲覧システムの更新等を行うにあたり、本システムの設定及び調整等については、システム開発元であり、ライセンス所有者である(株)パスコ大阪第一支店においてのみ可能であることから、本業務を遂行できる唯一の会社であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、(株)パスコ大阪第一支店と随意契約を行うものです。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立鳥取中学校保管 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬及び処分業務委託
担当部・課名	生学習部 教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	オオノ開発株式会社 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
契約金額（税込）	605,000円
契約締結日	令和5年10月17日
契約期間	契約締結の日から令和6年3月29日まで
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は鳥取中学校に保管する低濃度ポリ塩化ビフェニル「以下低濃度 PCB」廃棄物の収集・運搬及び処分を行う業務である。</p> <p>低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理あたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境大臣認定の無害化処理施設での処分が義務付けられ、また収集・運搬業務についても法令に基づく許可又は認定が必要である。</p> <p>オオノ開発株式会社は阪南市入札参加資格審査申請要綱に基づく入札参加資格を有している者のうち、低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬及び無害化処理の環境大臣認定を受けた、本業務を請け負うことができる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、本業務を委託できるのはオオノ開発株式会社において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行ふものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	はんなん海の学校事業業務委託
担当部・課名	生涯学習部 中央公民館・学校教育課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	特定非営利活動法人 大阪湾岸域環境創造研究センター 大阪府大阪市浪速区幸町3-1-10
契約金額（税込）	6,000,000円
契約締結日	令和5年10月1日
契約期間	令和5年10月1日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本委託業務は、本市が推進している「海洋教育」をSDGsの理念を踏まえた持続可能な教育の取組とするため、「はんなん海の学校」を創設し、市と協働して海洋教育を市全体に広めていく事業であるため、価格だけではなく、当該業務を履行する企画力や技術力、遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。</p> <p>また、市民協働・共創事業提案制度 成案化事業でもあるため、「市民協働推進委員会 審査部会」では、上記契約相手方が本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び業務内容について安定した実績があることなどが高く評価できるとして、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。</p>